

遺族年金請求時に必要な書類と書き方

手続きには次の書類が必要です。

(○印のものをご用意ください。)(相談受付 平成 年 月 日)

- 1 年金手帳(被保険者証)・基礎年金番号通知書……………(死亡された方・請求者)
- 2 年金証書・恩給証書……………(死亡された方・請求者)
- 3 戸籍謄本・戸籍全部事項証明書……………(死亡された方・請求者)
(受給権発生年月日以降のもの)
- 4 住民票(生計維持証明) ………………(請求者・世帯全員)
(受給権発生年月日以降のもので世帯主・続柄・変更事項の記載のあるもの)
- 5 住民票の除票……………(死亡された方)
(受給権発生年月日以降のもので世帯主・続柄・変更事項の記載のあるもの)
- 6 所得証明書・課税(非課税)証明書……………(請求者・子)
(平成 年度[平成 年1月から12月までの所得])
- 7 死亡診断書(死体検案書等)(写しでも可)又は死亡届の記載事項証明……(死亡された方)
- 8 印かん(認印でも可)
- 9 年金加入期間確認通知書・農林共済組合員期間証明書(厚年等裁定用)……(死亡された方・請求者)
(共済組合員であったことがある場合)
- 10 預金通帳又は貯金通帳(本人名義) ………………(請求者)
(年金請求書に「金融機関の証明」を受けた場合、通帳は必要ありません)
- 11 未支給年金・保険給付請求書(死亡届)
- 12 在学証明書・学生証……………(子)
- 13 健康保険被保険者証・共済組合員証……………(死亡された方・請求者・子)
(扶養者・被扶養者を確認できるもの)
- 14 その他(係員の説明により提出を求められたもの)
 - ・医師の診断書
 - ・レントゲンフィルム
 - ・身障者手帳
 - ・第三者行為事故状況届
 - ・交通事故証明書
 - ・年金受給選択申出書
 - ・加算額・加給年金額対象者不該当届
 - ・外国人登録原票記載事項証明書
 - ・住民票コード(住民票コードに関することは、お住まいの市区町村窓口にお問い合わせください)



☆提出時期(平成 年 月 日)

注1) 年金請求時に必要な書類等は、請求される方により異なることがありますので、窓口等でご相談ください。

注2) ご本人以外の方がお越しになるときは、ご本人が署名捺印した「委任状」のほか、相談者の運転免許証など身分を確認できるものも忘れずにご用意ください。

注3) 上記1及び2についてはお手元に番号を控えていただくようお願いいたします。

注4) 住民票コードをご記入いただくことにより、毎年誕生日にご提出いただく「年金受給権者現況届」が原則不要になります。

年金請求書の記載上の注意書きをよく読んで書き方にそってご記入ください。

書き方

この記入例は、老齢厚生年金を受けていた配偶者が亡くなられて、一緒に生活されておられた請求者(ご本人も老齢厚生年金を受けています)が、遺族年金の請求をされる場合が対象になります。
☆請求される方の状況に応じて書き方がそれなりますのでご注意ください。

年金請求書(国民年金・厚生年金保険遺族給付)

○□のなかに必要事項を記入してください。

(◆印欄には、なにも記入しないでください。)

○フリガナはカタカナで記入してください。

○請求者が自ら署名する場合には、請求者の押印は不要です。

様式第105号

届書コード
7 3 1 届書

年金コード
1 4 5

これらは、年金額を決定するために基本となる項目です。年金手帳や被保険者証で確認してご記入ください。

*基礎年金番号が交付されていない方は、①、②の「基礎年金番号」欄は記入の必要はありません。

死 亡 し た 人	①基礎年金番号 2 4 1 5 1 2 5 6 9 0	②生年月日 明・大・昭・平 1 3 5 7 2 0 0 9 2 0	性別 男 1 女 2
	〔フリガナ〕ネンキン 年金	タロウ	

基礎年金番号や年金手帳記号番号が2つ以上あり、どこに記入すればよいのかわからないときは窓口にお申し出ください。

請 求 者	①基礎年金番号 2 4 7 9 1 1 2 3 4 5	②生年月日 明・大・昭・平 1 3 5 7 2 1 0 2 1 5	性別 男 1 女 2
	〔フリガナ〕ネンキン 年金	ハナコ	③統柄 妻

請求者ご本人が記入される場合は、押印は不要です。ご本人以外の方が記入される場合は、請求者ご本人の印を押してください。

④住所の郵便番号 1688505	⑤住所コード 住 所	⑥住所 杉並市高井戸西3丁目5番24号
---------------------	---------------	------------------------

死亡した人	過去に加入していた年金制度の年金手帳の記号番号で、基礎年金番号と異なる記号番号があるときは、その記号番号を記入してください。		
	厚生年金保険	國民年金	
	船員保険		

請 求 者	請求者の「⑦基礎年金番号」欄を記入していない方は、つぎのことにお答えください。(記入した方は、回答の必要はありません。) 過去に厚生年金保険、国民年金または船員保険に加入したことがありますか。○で囲んでください。 「ある」と答えた方は、加入していた制度の年金手帳の記号番号を記入してください。		
	厚生年金保険	國民年金	
	船員保険		

受取機関 <small>(いずれかを選んで記入してください)</small>	⑧金融機関コード 1 金融機関 ゆうちょ銀行 を除く	⑨支払局コード 2 ゆうちょ銀行 (郵便局)	⑩預金通帳の口座番号 1 2 3 4 5 6 7
	年金 〔フリガナ〕 金庫 信組	タカイド 〔フリガナ〕 本店 支店 出張所	金融機関の証明 印
	都道府県名 高井戸	本店 支店 本所 支所	印
	信連・農協 漁協・信漁連		印

*口座をお持ちでない方や口座でのお受取りが困難な事情がある方は、お受取り方法について、「ねんきんダイヤル」又はお近くの年金事務所にお問い合わせください。

加算額 の 対象者 または 加給金 の 対象者	氏 名 〔フリガナ〕 (氏) 〔フリガナ〕 (氏) 〔フリガナ〕 (氏)	⑪生年月日 昭平 5 7	障害の状態 障害の状態にある・ない
		昭平 5 7	障害の状態 障害の状態にある・ない
		昭平 5 7	障害の状態 障害の状態にある・ない

子

障害の状態を
○で囲んでく
ださい。

生計を同じくしている子がいるときはご記入ください。
○子が、18歳到達年度の末日(3月31日)までの場合は、もしくは
20歳未満で障害等級1級または2級に該当する場合だけです。
なお、この場合は「⑫生計同一関係」欄への記入が必要です。

郵便番号は7桁でご記入ください。

住 所

住所については、今後受け取る年金証書の住所となり、また、年金の受け取りに関する各種お知らせの送付先になりますので、正確にご記入ください。

☆政令指定都市の場合は、区からご記入ください。
☆郡部の場合は、郡からご記入ください。

(例 ○○郡△△町)

受取機関

年金の受け取り先になりますので記入した後、金融機関の証明印を押してもらってください。または、窓口に預貯金通帳を持参して確認を受けることによって金融機関の証明にかえることができます。

ここから先は、アからキまでアイウエオ順にご記入ください。

⑦ あなたは、現在、公的年金制度等(表1参照)から年金を受けていますか。○で囲んでください。

① 受けている	2 受けていない	3 請求中	制度名(共済組合名等)	年金の種類
---------	----------	-------	-------------	-------

受けていると答えた方は下欄に必要事項を記入してください(年月日は支給を受けることになった年月日を記入してください)。

制度名(共済組合名等)	年金の種類	年月日	年金証書の年金コードまたは記号番号等
●厚生年金	老齢	平成 18.2.14	1150
		・	・
		・	・

「年金の種類」とは、老齢または退職、障害、遺族をいいます。

(ア)

既に年金を受けている場合、または、他の年金の請求手続き中の場合は必ずご記入ください。

ご本人の年金

ご本人が年金を受けている場合に記入します。

原則として2つ以上の年金を同時に受け取ることはできません。いずれか一方の年金を選ぶ(選択)ことになりますので、窓口にお申し出ください。

住民票コード

54請求者の住民票コード

9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

住民票コードをご記入いただくことにより、毎年誕生日月にご提出いただく「現況届」の提出が原則不要になります。

亡くなられた方の状況

交通事故などで死亡の原因が第三者の行為の場合は、その旨を窓口にお申し出ください。
別途書類が必要になります。

年金を受けておられた方が亡くなられた場合は死亡届が必要になります。また、亡くなられた方が受け取るはずであった年金が残っているときは、「未支給年金・保険給付請求書」により請求することもできます。(ただし一定の要件が必要です。)

(イ) は必ずご記入ください。

④ 必ず記入してください。

(1) 死亡した人の生年月日、住所	昭20年9月20日	住所	〒168-8505 杉並区高井戸西3-5-24
(2) 死亡年月日	(3) 死亡の原因である疾病または負傷の名称	(4) 疾病または負傷の発生した日	平成22年1月18日
平成22年1月28日	急性心不全	平成22年1月18日	
(5) 疾病または負傷の初診日	(6) 死亡の原因である疾病または負傷の発生原因	(7) 死亡の原因は第三者の行為によりますか。	平成22年1月18日
平成22年1月18日		1はい・2いいえ	
(8) 死亡の原因が第三者の行為により発生したものであるときは、その者の氏名および住所	氏名	1はい・2いいえ	
住 所			
(9) 請求する人は、死亡した人の相続人になりますか。	1はい・2いいえ		
(10) 死亡した人は次の年金制度の被保険者、組合員または加入者となったことがありますか。あるときは番号を○で囲んでください。			
① 国民年金法 4 国家公務員共済組合法 7 農林漁業団体職員共済組合法	② 厚生年金保険法 5 地方公務員等共済組合法 8 旧市町村職員共済組合法	3 船員保険法(昭和61年4月以後を除く) 6 私立学校教職員共済法 9 地方公務員の退職年金に関する条例 10 思給法	
(11) 死亡した人は、⑩欄に示す年金制度から年金を受けていましたか。	1はい 2いいえ	受けたときは、その制度名と年金証書の基礎年金番号および年金コード等を記入してください。	制度名 年金証書の基礎年金番号および年金コード等 厚生年金 2415-125690-1150
(1) 死亡した人が次の年金または思給のいずれかを受けることができたときは、その番号を○で囲んでください。			
1 地方公務員の恩給 3 日本製鉄八幡共済組合の老齢年金または養老年金	2 思給法(改正前の執行官法附則第13条において、その例による場合を含む。)による普通恩給 4 旧外地関係または旧陸海軍関係共済組合の退職年金給付		
(2) 死亡した人が昭和61年3月までの期間において国民年金に任意加入しなかった期間が、次に該当するときはその番号を○で囲んでください。			
1 死亡した人の配偶者が④の⑩欄(国民年金を除く。)に示す制度の被保険者、組合員または加入者であった期間 2 死亡した人の配偶者が④の⑩欄(国民年金を除く。)および⑪欄に示す制度の老齢年金または退職年金を受けることができた期間			
9 死亡した人が都道府県知事の承認を受けて国民年金の被保険者とされなかった期間			
(3) 死亡した人が国民年金に任意加入しなかった期間が、上に示す期間以外で次に該当するときはその番号を○で囲んでください。			
1 死亡した人が日本国内に住所を有さなかった期間 2 死亡した人が日本国内に住所を有していた期間であって日本国籍を有さなかつたため国民年金の被保険者とされなかつた期間			
ケ 地方議会議員共済会 コ 地方公務員の退職年金に関する条例 サ 改正前の執行官法附則第13条			
(4) 死亡した人は国民年金に任意加入した期間について特別一時金を受けたことがありますか。		1はい・2いいえ	
(5) 昭和36年4月1日から昭和47年5月14日までの間に沖縄に住んでいたことがありますか。		1はい・2いいえ	
(6) 旧陸海軍等の旧共済組合の組合員であったことがありますか。		1はい・2いいえ	
(7) 死亡の原因是業務上ですか。		(8) 労災保険から給付が受けられますか。	(9) 労働基準法による遺族補償が受けられますか。
1はい・2いいえ		1はい・2いいえ	1はい・2いいえ

(ウ) は亡くなられた方が国民年金または厚生年金保険に加入されていた場合にご記入ください。

⑩ 遺族厚生年金を請求する人は、下の欄の質問に答えてください。その結果、アからエのいずれかに「はい」と答えた人で、オまたはカについても「はい」と答えた人は、そのうち1つを選んでください。それにより裁定します。		選んだ記号を記入してください。
ア 死亡したとき死亡した人は、厚生年金保険の被保険者でしたか。		1 はい・2 いいえ
イ 死亡の原因となった疾病または負傷が昭和61年3月31日以前の発生であるとき。 ○死亡した人が厚生年金保険(船員保険)の被保険者の資格を喪失した後に死亡したときであって、厚生年金保険(船員保険)の被保険者であった間に発生した疾患または負傷が原因で、その初診日から5		1 はい・2 いいえ
受給資格期間を満たしていましたか。		
カ 死亡した人が大正15年4月2日以後の生まれのとき。		1 はい・2 いいえ
○死亡した人は老齢厚生年金または旧厚生年金保険(旧船員保険)の老齢年金・通算老齢年金の受給権者でしたか。または受給資格期間を満たしていましたか。		1 はい・2 いいえ
⑪ 死亡した人が共済組合等に加入したことがあるときは、下の欄の質問に答えてください。		
ア 死亡の当時は、共済組合等に加入していましたか。		1 はい・2 いいえ
イ 死亡の原因は、公務上の事由によりますか。		1 はい・2 いいえ
ウ 請求者は同一事由によって共済組合等から遺族給付を受けられますか。		1 はい・2 いいえ

生計維持

記入例のようにご本人が申立てを行った場合、同居の事実を明らかにできる住民票が必要になります。

生計維持・同一証明					
② 生計同一関係	右の者は死亡者と生計を同じくしていたこと、および配偶者と子が生計を同じくしていたことを申し立てる。 <small>(証明する。)</small>				
	平成22年4月25日 請求者 住所 杉並区高井戸西3-5-24 <small>(証明者)</small> 氏名 年金花子 <small>(請求者との関係)</small>			請求者	氏名
④ 収入関係	(注) 1 この申立ては、民生委員、町内会長、事業主、年金委員、家主などの第三者の証明に代えることができます。 2 この申立て(証明)には、それぞれの住民票の写しを添えてください。				年金花子
	1 この年金を請求する人は次に答えてください。い。 (1) 請求者(名:花子)について年収は、850万円未満ですか。 (2) 請求者(名:)について年収は、850万円未満ですか。 (3) 請求者(名:)について年収は、850万円未満ですか。 2 上記1で「いいえ」と答えた者のうち、その者の収入がこの年金の受給権発生時以降おむね5年以内に850万円未満となる見込みがありますか。			はい・いいえ	()印
<small>*年金事務所等の確認事項</small> ア 健保等被扶養者(第三号被保険者) イ 加算額または加給年金額対象者 ウ 国民年金保険料免除世帯 エ 義務教育終了前 オ 高等学校等在学中 カ 源泉徴収票・非課税証明等					
(注)平成6年11月8日までに受給権が発生している方は、「600万円未満」となります。					
平成22年4月25日提出					

請求者ご本人が申し立てる場合は、押印は不要です。第三者が証明する場合は、証明者の押印が必要です。

収入関係については生計維持があったことを証明する書類が必要になります。

職歴

記入された職歴が年金額の計算の基礎となる期間の調査資料になりますので、亡くなられた方が初めて年金制度に加入したときから古い順にご記入ください。

事業所（会社）の所在地または、住所がくわしくわからぬいときでも、都市区名まではご記入ください。

国民年金に加入していた期間は住んでいた住所のみをご記入ください。

電話番号は、記入された内容をお尋ねすることができますので、必ずご記入ください。

(2) 履歴（公的年金制度加入経過） ※できるだけくわしく、正確に記入してください。		請求者の自宅の電話番号 (03)-(3334)-(○○○○)		
(1) 事業所(船舶所有者)の名称および船員であったときはその船舶名	(2) 事業所(船舶所有者)の所在地または国民年金加入時の住所	(3) 勤務期間または国民年金の加入期間	(4) 加入していた年金制度の種類	(5) 備考
最初	杉並区高井戸西3-5-24	40・9・19から 44・9・9まで	①国民年金 ②厚生年金保険 ③厚生年金(船員)保険 ④共済組合等	
2 山田建設(株)中央支店	中央区八重洲1-1	44・9・10から 12・9・19まで	①国民年金 ②厚生年金保険 ③厚生年金(船員)保険 ④共済組合等	
3	杉並区高井戸西3-5-24	12・9・20から 17・9・19まで	①国民年金 ②厚生年金保険 ③厚生年金(船員)保険 ④共済組合等	
4		・・・から ・・・まで	①国民年金 ②厚生年金保険 ③厚生年金(船員)保険 ④共済組合等	
5		・・・から	①国民年金 ②厚生年金保険	
12		・・・まで	②厚生年金保険 ③厚生年金(船員)保険 ④共済組合等	
13		・・・から ・・・まで	①国民年金 ②厚生年金保険 ③厚生年金(船員)保険 ④共済組合等	
(6) 死亡した人が最後に勤務した事業所について記入してください。 1 事業所(船舶所有者)の名称を記入してください。		名 称	山田建設(株)中央支店	
2 健康保険(船員保険)の被保険者証の記号番号がわかれば記入してください。		記 号	番 号	
		中央やま	123	
(5) 死亡した人が退職後、個人で保険料を納める第四種被保険者、船員保険の年金任意継続被保険者となったことがありますか。		1 はい 2いいえ		
「はい」と答えたときは、その保険料を納めた年金事務所(社会保険事務所)の名称を記入してください。				
その保険料を納めた期間を記入してください。		昭和 平成 (記号)	年 月 日から	昭和 平成 (番号)
第四種被保険者(船員年金任意継続被保険者)の整理記号番号を記入してください。				

勤務期間または加入期間がくわしくわからぬいときでも、年月まであるいは何年の夏とか冬までのようにご記入ください。

事業所(会社)の名称、所在地が変わっている場合でも、勤務していた当時のものをご記入ください。

年金請求書の各欄の記入もれはありませんか？
もう一度お確かめください。

年金が決定された後に、年金請求書を提出された時点での記入もれの申し立てがありますと、既に支払った年金を調整する場合があります。もう一度年金請求書の記載内容をお確かめください。

年金の決定と支払い

年金請求の手続きが終わると下図のように各種通知書等が送付され、年金の支払が行われます。

受給資格
の取得

年金請求

今回の
手続き

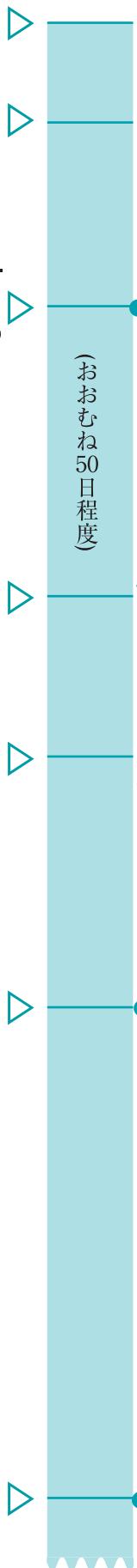
「年金証書・
年金決定
通知書」の
送付

初回支払

定期支払

誕生月

定期支払
(6月)



「年金証書・年金決定通知書」でお知らせをしている内容は受給資格を取得した時点のものです。

●初回支払

年金が決定されて初めての支払が行われるのは、年金証書が送付されてからおおむね50日程度です。

ただし、2つ以上の年金を受ける権利のある方や、年金給付に調整のある方は50日以上かかる場合があります。最初に支払われる金額は、原則として支給開始年月※から直前の支払月の前月分までです。

初回に支払われる金額の内訳については日本年金機構から送付される「初回支払額のお知らせ」をご覧ください。

※支給開始年月は年金証書に記載の「受給権を取得した年月」の翌月です。

「年金決定通知書」に記載されています。

●定期支払

年金は2月、4月、6月、8月、10月、12月の偶数月の15日(土曜日、日曜日、休日の時は、その直前の営業日)に支払われます。ただし、初めて支払われるときや、遡って過去の支払が発生した場合などは、奇数月に支払われることがあります。

各定期月に支払われる年金額は支払月の前2か月分です。

(例 2月の支払・・・前年12月と、1月の2か月分)
(4月の支払・・・2月と、3月の2か月分)

誕生月の初め頃に「現況届」が送付された場合は、誕生月の末日までに日本年金機構に到着するようにご提出ください。

なお、次の場合は誕生月であっても「現況届」を提出する必要がありませんので、送付しておりません。

- ①住民基本台帳ネットワーク（住基ネット）を活用した現況確認を行うことができるとき
- ②「年金証書」に記載されている年金の支払を行うことが決定した日から次の誕生月の末日までの期間が1年以内のとき
- ③年金の全額が支給停止となっているとき
- ④全額支給停止となっていた年金が受けられるようになってから、1年を過ぎていないとき

※年金請求時等に住民票コードを申し出ていただくことにより、「現況届」の提出が原則不要になります。ただし、加給年金額の対象となる方の生計維持の確認が必要な場合は、日本年金機構より送付される「生計維持確認届」の提出が必要になります。

●口座振込の場合

銀行・郵便局などで口座振込による年金の受け取りを希望された方には、6月から翌年の4月までの各期に支払われる振込額が記載された、「振込通知書」が、原則として毎年6月に送付されます。ただし、年金の振込額に変更があったときや受け取り先金融機関を変更されたときなどにはそのつど送付されます。

●ゆうちょ銀行(郵便局)の現金払いの場合

ゆうちょ銀行(郵便局)の窓口で年金を現金で受け取ることを希望された方には各支払月の15日までに「年金送金通知書」が送付されます。